

様式第 1 号別紙 1

大船渡市若者U・Iターン支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 当支援金に関する報告及び立入調査について、岩手県及び大船渡市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 岩手県及び大船渡市が実施する移住定住施策に関する調査やインタビューなど、移住定住に係る調査等に協力します。
- 3 大船渡市への移住に際し、申請者及び当支援金の算定の対象となった世帯員について、他に移住支援金及び地方就職支援金の支給を受けません。
- 4 以下の場合には、大船渡市若者U・Iターン支援金支給要綱に基づき、当支援金の全額を返還します。
 - (1) 当支援金の申請に関し、虚偽の申請をした場合
 - (2) 当支援金の申請日から起算して1年以内に大船渡市内から転出した場合
 - (3) 岩手県地方創生起業支援金の交付決定を取り消された場合

<就業の場合のみ>

- (4) 当支援金の申請日から起算して1年以内に交付の要件となった職を辞した場合